⑻　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知の日は平成30年11月28日（水）を予定している。

⑼　詳細は入札説明書による。

⑽　本件は、電子契約によることができる。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Hidemasa Noguchi, Director General of Hachioji Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Seismic reinforcement design for Fuchu viaduct of Chuo Expressway (2018)

⑷　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 9 November 2018

⑸　Time limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 21 December 2018 (tenders submitted by mail 4 : 00 P.M. 21 December 2018)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Accounting／Contract Team, Corporate Department, Hachioji Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 231, Utsuki-machi, Hachioji-shi, Tokyo, 192—8648 Tel. 042—691—1171

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

大野油坂道路此の木谷橋下部他工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年10月23日

近畿地方整備局長　黒川純一良

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事名　大野油坂道路此の木谷橋下部他工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　福井県大野市大谷地先

3　工事内容　工事延長　Ｌ＝200m　橋梁下部工１式、橋台１基、鉄筋コンクリート橋脚１基、ニューマチックケーソン基礎１基（作業室238㎡　圧気圧3.4気圧）、仮橋・仮桟橋工１式

4　工期　契約締結日の翌日から平成33年２月28日まで。

5　申請の時期　平成30年10月24日から平成30年11月５日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、平成30年11月６日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成30年10月23日から平成31年２月26日までの（行政機関の休日を除く）毎日９時15分から17時00分まで。〒540—8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館８階　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06—6942—1141）㈹において特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は、上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

(a)　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

(b)　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年10月23日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定ＪＶとしての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年３月30日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、平成30年３月30日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で特定ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

(a)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(b)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(c)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(a)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(d)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(e)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a)　特定ＪＶのすべての構成員は、平成15年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

㋐　橋梁において、基礎型式がニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が2.5気圧以上、作業室面積が100㎡以上の工事。

ただし、上記㋐は同一工事の実績であること。

同種工事の実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。